戦争・死刑と国家。そして国家と人民(88)

2018年1月1日

小田中聰樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今回は2016年(昨年)の6月に起きた事象を取り上げます。6月分の最後の稿です。)

IV 雇用、核とアメリカ、公害、教育 一 雇用、核とアメリカ、公害、通信衛星

(1) ①2016年5月31日、厚労省は、4月の全国の有効求人倍率を発表した。それによると、倍率は前月比で0.04%上昇の1.34倍となり、1991年11月(1.414倍)以来、24年5ヶ月ぶりの高水準となった。

一方、総務省が発表した労働力調査によると、4月の完全失業率3.2%と前月と同水準である。では完全失業者数をみると、前月と同じ211万人、就業者数は30万人増の6407万人。非労働力人口(働く意思のない人、病人を含む)は23万人減の4454万人である。

②この統計が正しいという前提で分析すれば、総務省の分析では、就業者が増える一方で非労働力人口が減ってきており、内容的には「改善傾向だ」とする。

③①しかし、この統計にはまやかしがある。それは、就業者の中に非正規被雇用者がいることを無視していることである。②非正規被雇用者の増大と相まって、「ワーキングプア」(働いても食えない賃金しか得られない人)、つまり年間賃金200万円未満の賃金しか得られない人が増加していることである。②また生活保護世帯が急増していることである(藤田宏「貧困クライシス」経済2016年6月号参照)。

④では、「ワーキングプア」は何故に拡大 したのか。

藤田氏の分析によれば、財界・大企業は、 バブル崩壊後の不況を乗り切るために、新 卒者採用を抑制し、その一方で大量解雇、配 転、出向、早期優遇退職制度の活用による首 切り「合理化」・リストラを大々的に強行し、 企業の残る労働者に対して成果主義的回位 労務管理を徹底的に行い、人件費コスト削 減のために中高年層の賃金抑制・削減を進 めたのである。

その結果として生じたのが、ワーキング プアであり、正規労働者の減少であり、社会 保障制度の機能不全であり、若年労働者の 未婚率の増大などである。

⑤そしてワーキングプアの増大は、安倍 政権の推進する「一億総活躍社会」なるもの と深い関わりがある。「一億総活躍社会」の 基礎となる経済的構造は「トリクルダウン 論」に一応の理論的根拠を持っているが、

「トリクルダウン論」とは「企業の活性化により、企業が収益を伸ばせば→労働者の雇用も賃金も上昇する→消費も増える→日本経済の好循環が始まる」というものである。

⑥では「トリクルダウン論」の実体は何か。 の正規雇用者の減少であり、雇用の不安 定化であり、実質賃金の低下であり、特に青年労働者の使い捨てである。回そして長時間労働とタダ働きであり、これを可能にする労働基準法の改悪案の強行実現である。

⑦②5月31日、山添拓弁護士と日本民主 青年同盟東京都委員会は、10代から30代 の労働実態調査の中間まとめを発表した(6 月1日赤旗)。その内容は次の通りである。

②今の仕事をどれくらい続けたいか →「3年以内に辞めたい」が 32.3%、⑤「サービス残業がある」が 41.8%、⑥「賃金に不満」が 70.3%である。

回この数字が示しているのは、若い青年 は、男女を問わず自分の職業に不満を持っ ていること、過重労働にあえいでいること である。

つまり、自分の仕事・職業に誇りを持てない若者が多くいるという実態があることである。

若い青年をこのような不幸な実態に置いた 安倍政権・財界の責任は重いと思う。

(2) ①5 月 31 日、アメリカ科学者連盟 (FAS)の核専門家は、オバマ政権下の7年間にアメリカが削減した核兵器の数は約700発(削減率13%)だとしている(6月2日赤旗)。

アメリカの国防総省によると、アメリカ が保有する核兵器の数は 4571 発である(但 し、解体を待っている退役済みのものを除 く)。

なお、オバマ政権が 2016 年に解体した退 役済みの核兵器の数は 109 発で、政権発足 以来の年間解体数としては最低であった。

②このことについて、オバマ大統領の広島訪問にあたり同大統領に宛てたアメリカ 有識者の公開書簡に名を連ねたアメリカフ レンズ奉仕協会のジョゼフ・ガーソン氏は、 赤旗紙に、"オバマ政権が『核兵器のない世界』を掲げる一方で、現実には状況が悪化していることは残念だ…オバマ氏が広島で述べた言葉は美しかったが、多くのやるべきことがある"と述べ、核兵器削減を発表して核軍縮交渉を再活性化させることや核兵器全面廃絶に向けた国際交渉、核兵器近代化計画の中止などを実践するよう求めたのである。

③核兵器廃絶の声が、アメリカでもある ことの証左である。

(3) ①5月30日、防衛省は、7月に計画 していた自衛隊の部隊運用に使用する独自 のXバンド通信衛星の打ち上げを延期する 可能性があると発表した。

延期する理由は、衛星の空輸時のトラブルからだ。

②Xバンド (周波数帯の一つ) は、気象の 影響を受けにくく、高速大量通信に優れて いることが一つの特長である。

③防衛省は、北西大西洋からインド洋周 辺など海外派遣先での現地の状況、迅速な 把握、指揮命令、弾道ミサイル防衛における 迅速な情報伝達・指揮命令などへの利用を 想定している。

④「きらめき」と命名されたXバンド衛星は、当初は7月13日(日本時間)に南米フランス領ギアナから打ち上げの予定だったが、コンテナの故障がみつかり、打ち上げ延期となった。

しかし、防衛省は、Xバンド衛星を 2020 年度末に計 3 基体制にする計画で、三菱重 工業のH 2 Aロケットを 2017 年 1 月末に 種子島宇宙センターから打ち上げる予定だ という(6 月 2 日赤旗)。 (4) ①6月1日、第41回全国公害被害者総行動(主催・同実行委員会)が東京都内で開かれた。この行動には水俣病、福島原発被害、大気汚染、アスベスト汚染など45団体と約2000人が参加して行われた(6月2日赤旗)。

②福島原発事故の被害者は、全面賠償や原状回復を求め政府と東京電力と交渉した。その交渉内容は、①帰還強要の撤回、②区域外避難者の住宅支援打ち切りの撤回、②除染の徹底と原状回復、②生活の保障、③福島第二原発の廃炉、③労働者の安全確保などを要求した。

③この要求に対し、内閣の担当者は、「根拠となる災害救助法」は自然災害を想定しており、実施主体は県である」と答弁した。

④この答弁には疑問がある。災害救助法は、「第20条第2項において、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合…国に対して国が当該都道府県に代わって、…費用を弁済するよう要請することができる。同条3項において、国は前項の要請があった場合、救助の行われた地の都道府県の…被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは…第一項の…求償の請求の…費用を当該都道府県に代わって…都道府県に対し弁済できる…」と定めている。

つまり、著しく異常かつ激甚な災害が発

生した場合には都道府県に代わって費用を 弁済できる(支出できる)のである。正に原 発事故、公害などがこの規定が適用される べきケースである。

(3) ①5月30日、防衛省は7月に計画していた自衛隊の部隊運用に使用する独自の Xバンド通信衛星の打ち上げを延期する可能性があると発表した。

延期する理由は、衛星の空輸時のトラブル からだ。

②Xバンド(周波数帯の一つ)は、気象の 影響を受けにくく、高速大量通信に優れて いることが一つの特長である。

③防衛省は、北西大西洋からインド洋周 辺など海外派遣先での現地の状況、迅速な 把握、指揮命令、弾道ミサイル防衛における 迅速な情報伝達・指揮命令などへの利用を 想定している。

④「きらめき」と命名されたXバンド衛星は、当初は7月13日(日本時間)に南米フランス領ギアナから打ち上げの予定だったが、コンテナの故障がみつかり、打ち上げ延期となった。

しかし防衛省は、Xバンド衛星を 2020 年度末に計3基体制にする計画で、三菱重工業のH2Aロケットを 2017 年1月末に種子島宇宙センターから打ち上げる予定だという(6月2日赤旗)。

二 教育問題、新成長戦略、国民連合政府構想、ヘイトスピーチ、その他

(1) ①2007年3月卒業式のとき、日の丸に向かって起立し「君が代」を歌う職務命令に従わなかったことを理由に停職3~6月の処分を受けた元教員に対し、一審の東京地裁が、特別支援学校の元教員についてのみ処分を取り消し、中学校の元教員には請

求を棄却したが、5月31日二審の東京高裁は、二人とも処分を取り消し、それぞれに慰謝料10万円を支払うよう東京都に命じた。東京高裁は、「君が代」斉唱の強制を違法としたのである(2016年6月2日赤旗・河北新報)。

②①ここに至る経緯につき、永野厚男氏(教育ライター)の「君が代強制問題、明記した教科書を選定妨害する都教委」(マスコミ市民 2016 年 11 月号)を参照して述べる頃にことにする。

回東京都教育委員会は、2003 年 1 月 23 日、「国旗に向かって起立し国歌を斉唱する」 ことを盛り込んだ通達を出した。それ以降、 卒業式等で校長に職務命令を出させ、不起 立・不伴奏の教師を一律、懲戒処分にしてお り、被処分者には「服務事故再発防止研修」 と称する懲戒研修を強制している。

②ここで、「文科省の検定に合格した教科書を、教育委員会が勝手に選定妨害するのは二重の検定となり、違法・無効だ」とする思いを持つ父母や、現・元教員を含む市民が都教委を相手に集団提訴する動きが起こった(原告共同代表は高嶋伸欣琉球大学名誉教授と佐藤昭夫早稲田大学名誉教授)。訴訟の事務局を担当する増田さんが情報開示を求めた。そして都教委は、2015年1月23日付で「2013年6月13日に定例教育委員会終了後に『教育委員懇談会』と称する秘密会を開催していた事実」を伝えたが、配布資料は全文非公開だった。

これに対し増田さんは、2015年2月20日異議申立を行ったが、2016年2月29日、突然、「非公開決定処分の取消し」を行うと連絡してきたので受け取った。それは肝心の要めの部分は黒塗りのものだった。そこで増田さんは、2016年5月9日、この黒塗り文書を送り返し、「全文非開示決定処分は誤っていたことを認め謝罪する文書」「何の説明もなく全文非開示を一部取り消した経緯」、「理由の説明を明記した文書」の送付を求めたが、回答はなかった。

その後も増田さんは、2016年9月16日、 黒塗文書を再度送付し、黒塗りのない文書 の開示を請求した。すると10月7日、都教 委は、突如全文を開示した。

③全文開示で明らかになったのは、次の 2点であった。

②2013年6月13日開催の前述「秘密会」 において都教委指導部が2013年に「全校で の選定禁止議決」する「対応策」を用意周到 に話し合っていた可能性があること。

回10月23日通達以降の「君が代」施策を「強制だ」と高校生が認識するのを都教委が極度に恐れている実態である。

④以上に述べた事実は何を示しているか。 ①第一に、教育委員会が、自主的に違憲・ 違法な思想・良心の自由を黙殺する行為を 行っていたこと。

回第二に、この問題は単なる教育委員会の問題ではなく、安倍政権の「戦争法」政策との関連でとらえるべきであること。

○第三に、司法の良心を信じ過ぎず、思想・良心の自由は、私達国民=人民の手で守る気概を持つことが重要であること。

⑤なお、「君が代」の斉唱強制の違憲であることは拙稿「戦争と国家・そして国家と人民」(65)でも述べているので参照のこと。(2)①6月2日、安倍政府は、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」とする「新成長戦略」を閣議決定した(6月4日赤旗)。

②その内容は、概ね次のようなものであ ろ

①名目GDP (国内総生産) 600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職者ゼロの実現を一体的に推進することで、成長と分配の好循環を実現すること。

回消費税 10%への引き上げを 2019 年 10 月まで延期すること。20 年度に基礎的財政 収支を黒字化すること。

□アベノミクスの成果も活用し、「一億総活躍社会」を実現すること。

以上の通りである。

③「骨太の方針」の本質は何か。

第一に、「方針」という文字からだけでは、 その本質を看破することは困難であること である。

第二に、それではどうやってその本質を 見破ることができるか。そのためには、安倍 内閣の経済政策=「アベノミクス」の全体像 との関連を観ることが必要である。

「アベノミクス」とは、前述したような「トリクルダウン」の「理論」であり、財界、大企業、多国籍企業、軍需産業が儲かれば、そのおこぼれが労働者や国民=人民の所得を増大させるというものである。

そのためには、第一に労働規制を撤廃し、 労働者を長時間働かせ、正規労働者を非正 規労働者の区別をなくし、低賃金で働かせ、 「上に厚く」「下に薄い」税制を作ることで ある。

つまり大企業には減税、中小企業、国民=人民の税金は増額することである。

第二に、大企業に儲かる事業を与えることである。

第三に、安倍内閣の道具となる新しい経済政策(含む労働政策)決定システムを作ることである(昆弘見「安倍流『働き方改革』

は何をめざしているのか」前衛 2016 年 11 月号参照)。

④①「アベノミクス」の下で実際に起こっていることは、一例を挙げれば「雇用の劣化」である(6月4日赤旗)。

回「雇用の劣化」とは、どのような現象と なって表われるか。 @有効求人倍率 (ハロー ワークで仕事を探す人、一人当たり企業か ら何件の求人があったかを示す統計である が、実際に就職が増えたかどうかを示す指 標ではない) は増えているが、有効求職者数 は減少していること、⑥有効求人倍率が増 えている原因はサービス産業、建設業界で の労働力不足あること、©建設業界などで は、非正規雇用者が多く、賃金も安く、労働 者の定着度も低く、慢性的に労働力不足に 陥っていること、そのため求人倍率を引き 上げていること、①従って有効求人倍率の 高水準は好況を示す数字ではないこと。従 って安倍首相が有効求人倍率の高水準にあ ることを日本経済の好調ぶりを自慢するの は誤っていること、®しかも4月の消費税 増税で消費の低迷が長引き、中小企業が新 規採用を控えていることなどの要因が重な って、中小企業の労働者は苦境に立ってい ることである。

○これが現実であり、アベノミクス政策 を転換させない限り、この状態は、更に悪化 していくであろう。

(3) ①2016年6月1日、4野党の書記局 長・幹事長が国会内で会談し、参議院選挙区 32 区全ての一人区に野党統一候補を立候 補させることを確認した(6月5日赤旗)。

②この動きは、2015 年 12 月に「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が統一を強く促すなかで、2 月 19 日野

党党首が会談し、4 項目よりなる合意を確認し、この合意に基づき、宮城選挙区(3月2日)、長野、徳島、高知、宮崎、長崎、青森、山梨、栃木、鳥取、島根の各地で一本化

が行われ、3月中に11選挙区で統一候補が 擁立されることになった。

③ 野党党首会談での4項目の合意事項とは、次のようなものである。

(国民連合政府提案の三つの呼びかけ)

- ①戦争法(安保法制)廃止、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させよう。
- ②戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくろう。
- ③「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行おう。

(野党党首会談での四つの確認事項)

- ①安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を共通の目標とする。
- ②安倍政権の打倒をめざす。
- ③国政選挙で現与党および補完勢力を少数に追い込む。
- ④国会における対応や国政選挙などあらゆる場面でできる限りの協力を行う。
- ④この動きは、2015年9月19日未明、 つまり戦争法が強行成立された日の午後に 共産党が「国民連合政府」構想の実現を提案 し、この提案に戦争法廃止を目指して活動 する若者、ママの会、学者の会などの市民グ ループが賛同して起きた新しい政治運動で ある。
- ⑤この構想が実を結ぶかは、一には各野党が党派的利益を捨て大同(確認事項四項目)で団結・連帯できるか、二には与党勢力による反共攻撃に野党や市民が反撃できる力量を備えることができるか、三に野党や市民が刑事弾圧に抗することができるか、四に若者、ママ(女性)、老壮青の一体化した態勢の構築ができるか、にかかっている。

戦後 70 年余を経た戦後民主主義が生み 出したこの構想には現実的基盤があり、成 功すると考える。

⑥6月4日、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合が東京都内で「全国市民意見交流会」を開き、山口二郎法政大学教授(安保関連法に反対する学者の会)が報告した。

"野党が共闘、野党がんばれ、の声を上げ続けた市民の力が野党の背中を押した。しかし野党結集は第一歩にすぎない。市民の運動が政党と結びついて、勝つ選挙をやりたい。そのためにあらゆる努力をする"と語った。

またシールズの山本さんは、「選挙の光景を変える、…市民型の選挙」を提案した。その他、長野、徳島、高知、栃木の代表が報告した(6月6日赤旗)。

- (4) ①東北各県の農協政治連盟など農協 系団体は、参議院選挙について、福島を除く 5県が自主投票に踏み切った(6月6日河北 新報)。
- ②TPP に対する不信感が自主投票へと赴かせたのである。
- ③なお、6月7日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」は、民進党、社民党、生活の党、共産党の野党4党と政策要望を交わして、野党共闘を前進させ、自民党を少数に追い込むことを確認した(6月8日赤旗)。
 - (5) 選挙年齢を 20 歳以上から 18 歳以上

とする改正公職選挙法が 6月19日から施 行された。

この改定によって有権者となる者は、約 240万人。その初適用は、7月22日の参院 選からである(6月19日河北新報)。

(6) ①6月19日、東京都有楽町で「安全保障法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」と野党党首の合同大街頭宣伝が行われた(6月20日赤旗)。

野党党首のほか、多くの市民=人民がスピーチを行った。その一つの例を紹介する。

②「安保関連法に反対するママの会@埼玉」の辻さんは、"私の一票で、戦争しないことを未来につなぐことができる。大学院に行くのに奨学金という多額な借金をかかえずにすむ国にできる。公約を守らず、その責任も持たず、新しい判断と居直る首相を変えることができる。私の一票は命を守る力を持っている…野党で過半数をとる"とスピーチした。

③新しい動きとして注目すべきであろう。 (7)①6月5日、川崎市で在日コリアンの人たちに対し、ヘイトスピーチのデモが行われようとしたが、市民数百人の抗議の声により中止となった。デモ参加者の数十人は、午前11時ころから集まり、日の丸や「暴れるな!朝鮮人」「基地外朝鮮人」などの横断幕はプラカードを掲げていた。しかし、「帰れ」との抗議で、午前11時40分頃に警察が「デモは中止になった」と伝え、中止となった(6月6日赤旗)。

②在日三世の崔(チェ)さんは、夫と息子を共に、デモ参加者へ「共に生きよう」というプラカードを掲げた。デモ主催者に連絡先を記した手紙を手渡し、"対話でもって理解と和解の地平に立って、ヘイトスピーチ

をやめていただきたい"と呼びかけたのだ。 ③ヘイトスピーチとは和訳すれば「差別的憎悪表現」である。そして、日本には、 2016年5月に制定された「ヘイトスピーチ対策法」により、大要次のように規定されている(6月21日河北新報)。

①差別をあおるため、生命に危険を与えると言ったり、ひどく見下げたりすることをヘイトスピーチという。

回外国出身の人や子孫へのヘイトスピー チを許さない。

◇ヘイトスピーチの問題について学校で 教え、市町村が相談にのれるようにする。

○社会からこうした差別がなくなるように努力する。

④しかし、前述したようにヘイトスピーチは今でも跡を絶たない。ヘイトスピーチは日本の社会構造に深く根付いている。このことを分析した論文・師岡康子「包括的人種差別禁止法制定に向けて」(世界 2014 年11 月号)の論文を参照して、ヘイトクライムが生ずる要因と本質を検討することにする。

①ヘイトスピーチの焦点となっているのは、人種主義的ヘイトスピーチであり、人種、皮膚の色、民族、国籍、世系などの属性を理由するマイノリティ集団(少数者集団)に対する差別的言動である。

回その本質は、マイノリティ集団に対する 差別的言動による攻撃、迫害、暴力扇動であ る。

○ヘイトスピーチ規制が濫用される危険性が大きいこと。警察は、ヘイトスピーチが犯罪となる場合(例えば暴力を振るう行為をした場合)でも、警察権をこうしせず、弱い立場にあるマイノリティを保護しない。

例えば、国会デモはヘイトクライムに該 当しないにも拘わらず、ヘイトスピーチと みなして弾圧することがある。

○ヘイトスピーチを根絶するためには、 法的整備を完全なものにして規制を強化すべきことは当然であるが(但し法整備は濫用防止を基本とすべきである)、それ以上に重要なのは、②差別、偏見のない社会を作ること、⑤差別、偏見に対して国民=人民が闘うことである。○そして何より重要なのは、マイノリティを社会的、経済的、文化的に厚く保護することである。

(8) ①6月11日、「子どもと教科書全国ネット21」は、第19回総会を開き100人を超える人が参加し、俵事務局長が提案書を提案するとともに、2000万署名運動がかつてない取り組みになっているとことを報告した(6月12日赤旗)。

②2016年度活動方針について、俵事務局 長は、「憲法と立憲主義を守るとりくみ、安 倍『教育再生』に反対するたたかいに、さま ざまな市民団体と協力しながら運動し、世 論を拡げていきたい」と報告した。

- ③また全国各地から、侵略戦争を美化し、 改憲へと誘導する育鵬社版中学教科書の採 択阻止の運動の教訓、採択された地域での とりくみなどが経験交流された。
- (9) ①6月24日、日本学術会議は、「軍事研究に関する検討委員会」の初会合を東京都内で開いた(6月26日赤旗)。

②この会合では、①各大学が防衛省の募集に応じるのか対応を迫られるなか、1950年に、戦争目的の研究には従わない声明を出している学術会議の議論が待たれているとする議論が相次いで出されたこと、学術会議会長大西隆学長(豊橋技術科学大学)

が、研究成果が民生にも軍事にも利用できる「デュアルコース」を広く捉える議論が必要だ、と発言した。

これに対し、副会長の井野瀬久美恵教授 (甲南大学教授)は、「防衛省が資金を出す 研究にデュアルコースという言葉が使える のか。文科省の資金なら研究者も大学も悩 まずにすむ」と述べた。*

またこの会では、学術会議が過去にアメリカの学術機関からの共同研究の申し出を、資金の出所が軍事同盟NATO(北大西洋条約機構)であることを理由に断った事例や、アメリカ国防総省主催のロボットコンテストへの日本研究チームの参加を研究費や賞金を受け取らない条件で認めた経緯などが紹介された。

- ③そして今後月一回のペースで軍事と学 問の関係を議論していくことを確認した。
- ④軍事と科学と技術研究との関係はいかにあるべきか。科学(人文科学、理工系科学を)が真理を探究し、その真理を人間の幸福実現の学にしようとする限り、答えは自ずと定まる。軍事研究のための資金は一切拒否すべきであると私は考える。
- (10) ①6月28日、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ(HRN)は、次のような声明を出し、高校生の校外での政治活動を制約することに強い懸念を表明した。
- ②声明の概要は、次のようなものである。 ④政治活動に届け出制が導入されると "学生は自己の政治的思想を告白すること を学校側に強要されるようになり、強度の 精神的苦痛を伴うこと、進学や教師の学生 への対応に関して不利益を被るのではない かと不安になり、政治活動への参加を控え ること"は容易に予測できること、届け出の

導入は"憲法 21条 (表現の自由)、19条 (思想・良心の自由)、子ども権利条約 (注・日本は批准済み)に違反するものであり、到底認められるものではない"というものである。

回文科省は、2015 年 10 月に、高校生の 政治活動を一定の範囲に止めるための通知 を各都道府県教育委員会に発した。

◇この動きに対して、国際人権組織 HRN が強い懸念を表明した。

つまり政治に参加する権利(選挙権)を与 えるその一方で、その政治活動を規制する という卑劣なやり方が批判を浴びているの である。

(11) ①6月9日、「安倍政権と報道の自由」と題する集会(主催:自由法曹団、日本民主法律家協会)が行われ、岸井成格氏(毎日新聞特別編集委員)が講演した(6月11日赤旗)。

②同氏の講演の概略は、次のようなもの である。

①政権与党による「お願い」「要請」など の言葉を使った圧力に、メデイア側の一部 が忖度し、自粛し、萎縮していること。

回日本の政治とメデイアの状況は深刻で、 このままでは言論の自由は窒息すること。

○安倍政権の暴走が間違いなく始まっていること。

□自らの職責として腐敗し暴走する権力 にどうやって歯止めをかけるべきか、ここ で何もしないのはメデイアの役割とジャー ナリズムの使命の放棄であること。

③以上が岸井氏の講演内容である。そして集会では、「市民とメデイアが連帯して報道の自由を守り抜く」とするアピールを採択した。

④右の岸井講演が示しているのは、現在、 良心的ジャーナリストが厳しい状態に陥り ながらもジャーナリストとしての使命を自 覚し、良心的報道をしようとしている姿で ある。

(12) ①6月中旬、兵器見本市「ユーロサトリ」がパリで開かれ、50カ国以上の約1500社に混じって、日本の防衛装備庁が初めて専用ブースを出した(6月30日朝日新聞)。

②防衛装備庁が関心を持ったのは、イスラエル製無人機の「ヘロン TP」であった。

③一方で、日本政府は2014年に、アメリカ製の大型無人機「グローバルホーク」(GH) 3機の導入を決め、2019年度末からの初飛行に向けて作業を急いでいた。

④なぜイスラエルの無人機に切り替えようとしたのか。朝日新聞の分析によれば、① GH は当初は北朝鮮の核ミサイル開発や中国海洋進出の動向を常時監視できる「切り札」とされた。ところがアメリカ側との交渉が進むにつれて、運行上の制約やコストの問題が明らかになった。

最大の問題は、運行頻度の低さである。気象条件が厳しい高高度を飛ぶため、点検に時間がかかり、1機当たり週 1.3 回飛ぶのが限度であり、緊急時に一部の機体が長期の整備中なら監視体制に穴があくことも危惧されている。運行コストも高い。機体の大半の技術が開示されないために、アメリカ企業の管理要員が常駐し、定期的な本格整備をして機体をアメリカ本土に送り返すという。飛行中に集めたデータを衛星通信経由で地上に送る際は、そのデータ処理の一部を機密上の理由からアメリカ側に委託する。その結果、防衛省が維持管理費を試算し

たところ、毎年 100 億円を超すとの結果が出た。

これに対し、ヘロンは、GHほどの性能はないが、技術開示の幅が大きく、価格も格段に安い。そのためヘロン導入が現実味を帯びてきたという分析結果が出たのである。

⑤ヘロンにせよ、GHにせよ、実態は想定する敵国の情報を収集するスパイ無人機である。安倍政府は、2014年4月に「防衛装(結び)

備品移転三原則」を決定し、一定の基準を満たせば武器輸出、国際的な共同開発・生産が可能となった。先述した無人機導入の動きもその一環である。

⑥だが性能やコストの問題以前に、無人機を保有すること自体、憲法違反の行為であることを私たちは見破らなければならないと考える。

2017年6月を通観するとき、私の胸によぎるのは、第一に、異様な対米従属で軍事優先、 格差社会を生み出す安倍政権の下で、日々の暮らしを懸命に送っている国民・人民の不運さ である。

第二に、しかし、その不運さを克服するための闘いが大きく前進し、新しいタイプの運動が活発化している現実に目を向けるべきである。特に憲法を大切に思い、九条に自分の信念を托している若い人々がシールズのように輩出していることは、日本の希望の光であり、絶やしてはならない光である。

(2017年1月30日擱筆)

(次回からは2016年7月に起きた事象を取り上げます。ご愛読下さい。)